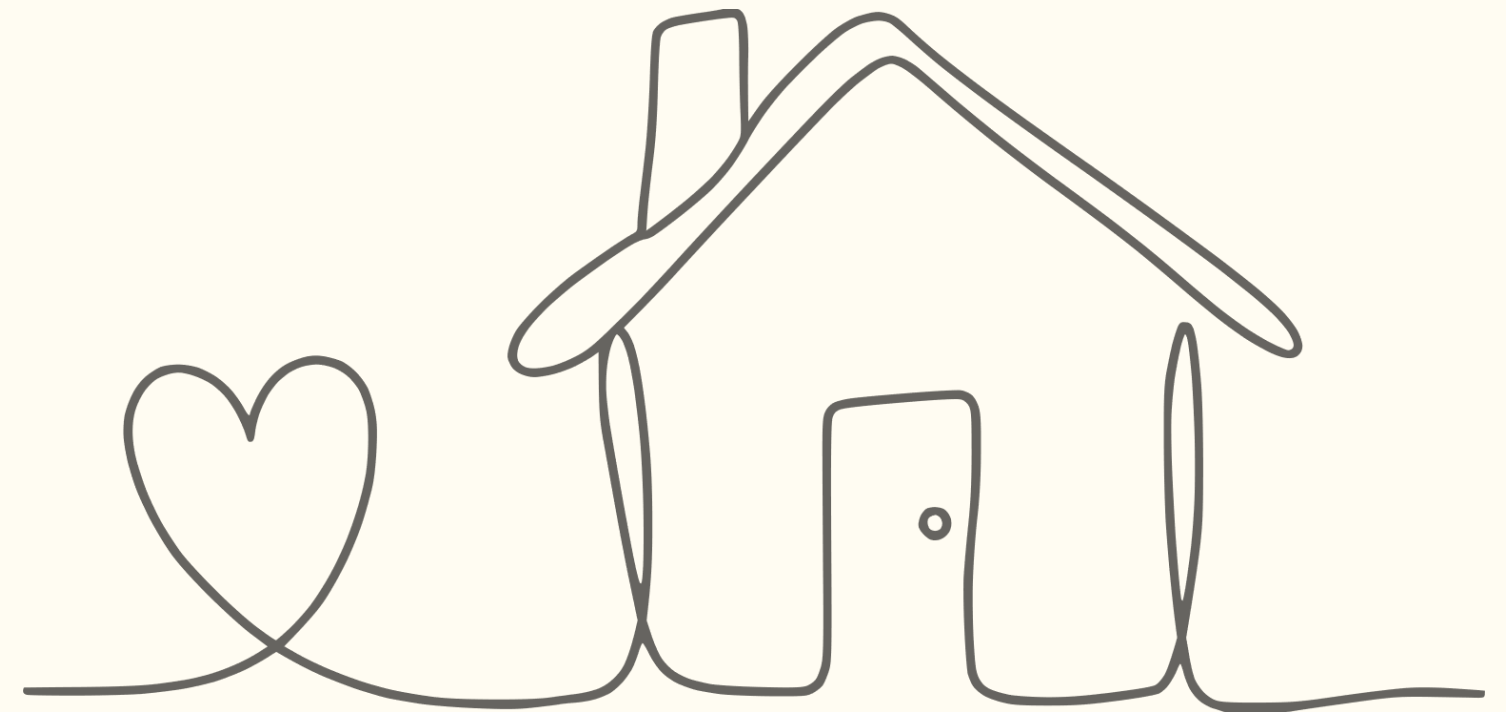


住民協定

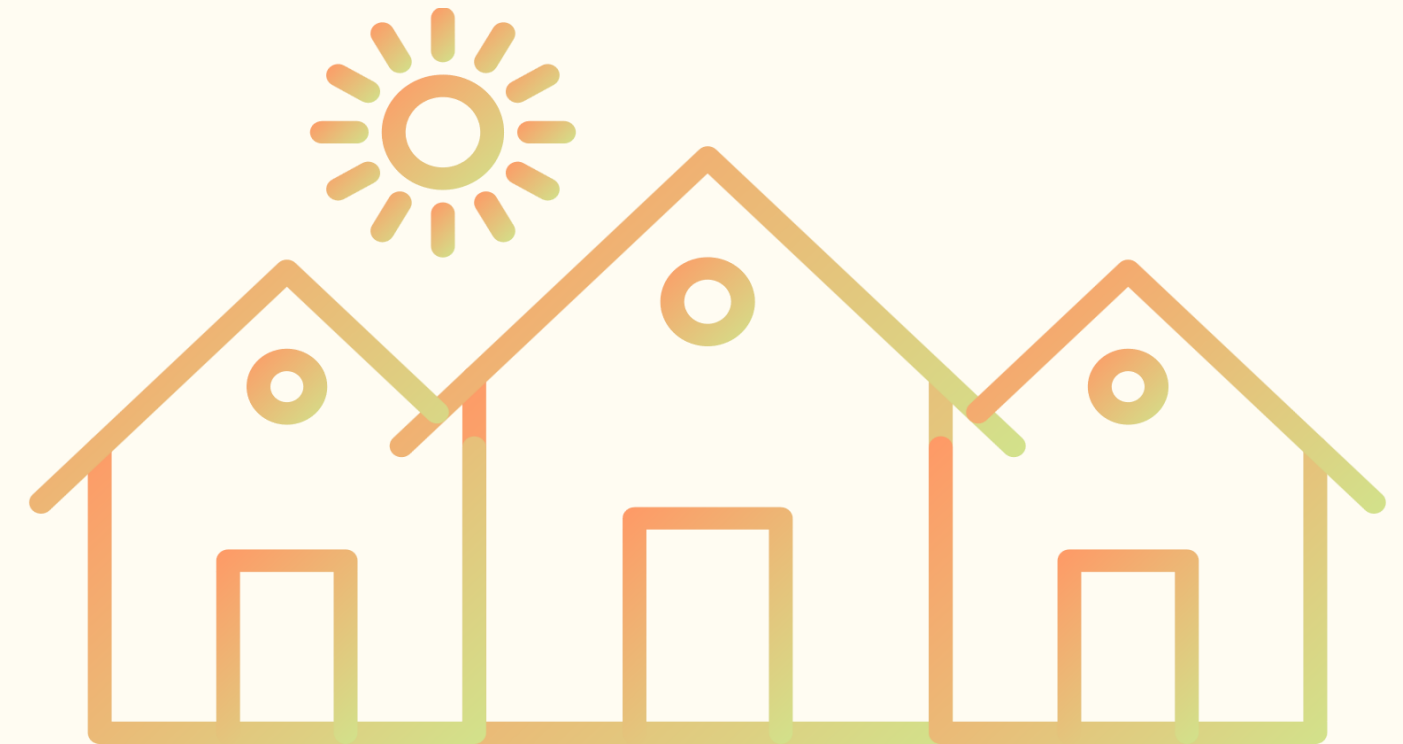
- 土地・建物に関する申し合わせ事項 -



住民協定について

私達、西鎌倉住宅地自治会一同は「土地・建物に係わる申し合わせ事項」(住民協定)を締結しております。

そのため、西鎌倉住宅地内で建設を行う場合には次の申し合わせ事項を遵守していただくようお願いいたします。



私達、西鎌倉住宅地自治会では『明るく住み良い西鎌倉』と言う申し合わせに基づいて、この自治会区域内の第一種低層住居専用地域における土地利用形態の変更及び建築物の新、増改築に際し、その形態、敷地、位置、構造、用途等の基準を定めてお互いに近隣の住環境を阻害しないようにしながら、風致地区にふさわしい住宅地としての環境を高度に保ち続ける事を目的にして、次のような事項を取り決めます。

- ① 建物は1区画内専用住宅1棟とする。
ただし 親子、兄弟姉妹、親等の近い者による2世帯住宅についてはこの限りではない。
- ② 共同住宅、寮、マンション等の建設は行わない。
- ③ 建物の高さ地上8mの基準を守り、隣家の日照を尊重し、位置、距離、屋根の形態に配慮すること。
- ④ 土地1区画は、165㎡(50坪)以上とする。(但し法地は含まない)
- ⑤ 法地、山地などでの盛り土、掘削による景観退化、自然劣化に結びつく行為は行わない。
- ⑥ 灯油等を使用するボイラー、クーラーなどの低周波、騒音、悪臭、その他の公害の恐れあるものは、隣接住民の迷惑にならないように位置、構造、規模を考慮して設置すること。

尚、この申し合わせ事項は、将来に向かっての西鎌倉住宅地の指針を示すもので、既存の土地・建物の改善を求めるものではありません。

**民泊は不特定多数の方が宿泊することから共同住宅と同等と考えます。
したがって新築、改修において民泊目的の建築は認めません。**

また、地域の平穏な生活環境を維持するため、既存住宅の民泊としての利用も次の基準を遵守する場合に限りです。

- ① 「住宅宿泊事業法」(民泊新法)*¹に即しており、「鎌倉市における住宅宿泊事業に関するガイドライン」*²における配慮事項・遵守事項が守られていること
- ② 家主居住型であること（宿泊者が滞在している間に家主が届出住宅にいること）
- ③ 自治会へ協議・登録がされていること*³
- ④ 近隣に対し説明し理解が得られていること
- ⑤ 騒音に十分配慮されていること
- ⑥ 道路に駐車させないこと

*1 住宅宿泊事業法：年間180日の営業制限、宿泊者の衛生、安全、外国人対応、名簿備え付け、騒音・ごみ処理・火災防止、苦情処理に関する対応等が定められています。

*2 鎌倉市における住宅宿泊事業に関するガイドライン：大声での会話、キャリーバッグによる騒音、クリーンステーションの利用禁止等が遵守事項として示されています。

*3 所有者、民泊施設管理者、各々の緊急連絡先、ゴミの具体的な処理方法など。

住民協定適合確認申請書式

建物の新築・増改築などをご計画の方は、当自治会 環境衛生部長あてにご連絡の上、こちらからダウンロードしてご記入し、添付図面等とともに、ご提出願います。

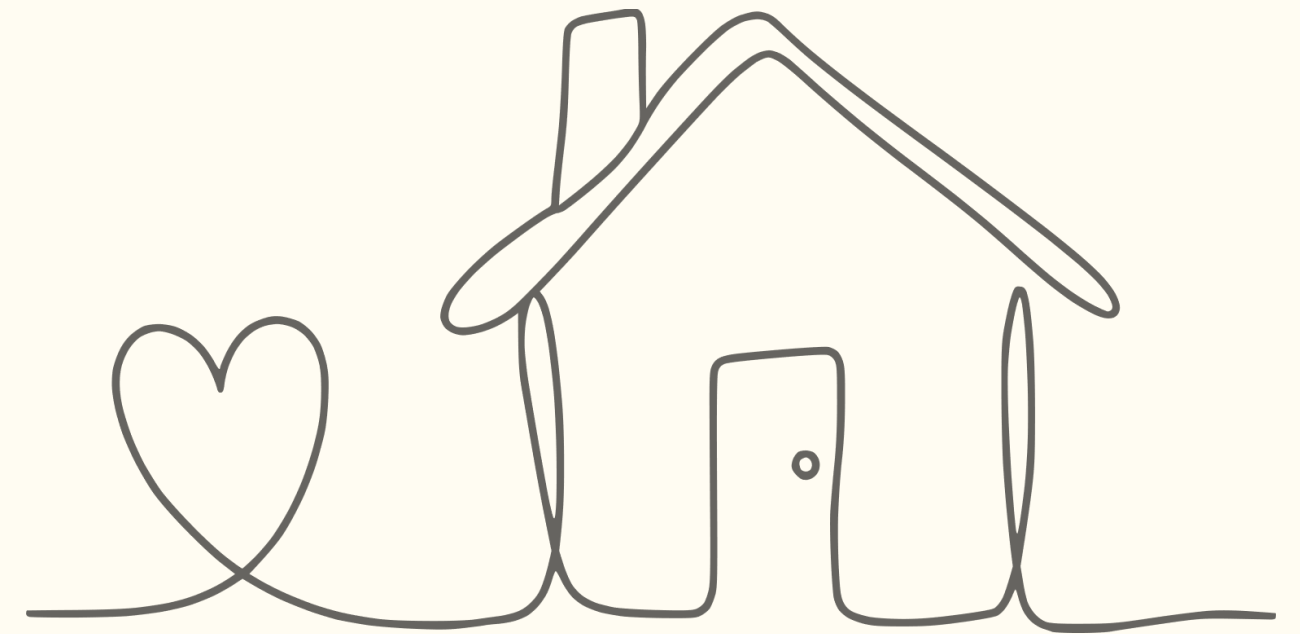
(連絡先は鎌倉市都市景観部建築指導課でご確認ください)

《書式》

[「計画概要」](#) (Microsoft word)

《記入例》

[2.土地建物に係わる申し合わせ事項に対する適合状況](#) (PDF)



住民協定の範囲図



この住民協定は、鎌倉市西鎌倉1～4丁目のうち、用途地域が第一種低層住居専用地域となっているエリアが対象となります。

 対象範囲